

第一回 笠松町議会定例会開会

平成十七年第一回笠松町議会定例会が三月三日（木）から二十二日（火）まで開かれ、平成十七年度各会計予算を含む次の案件が原案のとおり可決されました。

助役の選任同意について

平成十七年四月一日に任期満了となる間宮聡助役を、引き続き選任することとなりました。

笠松町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政運営に関する公表など、所要の規定整備を行うもの。

笠松町心身障害者小規模授産所設置条例を廃止する条例について

心身障害者小規模授産所を廃止し、民営化を図るもの。

笠松町土地利用対策審議会設置条例を廃止する条例について

社会経済情勢の変化に伴い

岐阜県市町村職員退職手当組合格規約の一部を改正する規約について

岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について

右の三議案は、いずれも市町村合併による組合構成市町村の脱退、加入に伴い、所要の規約改正などの協議を行うもの。

岐阜県地方競馬組合規約の変更について

組合構成団体の協議による執行機関の変更にかかるもので、管理者を笠松町長、出納長を笠松町助役とするなど。

補正予算

○一般会計

笠松中学校校舎耐震補強事業二億八千万八千円の繰越明許費、消防団車庫整備事業に係る県補助確定に伴う地方債一千五百五十万円の減額、老人保健および介護保険特別会計の補正に伴う繰入金六千四百八十七万四千円の増額、下水道事業特別会計の精算補正に伴う繰入金六千二百七十

同審議会を廃止するもの。

笠松町部設置条例の一部を改正する条例について

組織機構見直しに伴い、所要の規定整備を行うもので、新たに教育文化部を設置し、五部十二課等とするなど。

笠松町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

特例条例による措置に引き続き、笠松町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の報酬などを（報酬月額二万円、期末手当加算率五％）引き下げるもの。

笠松町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

三万五千円の減額のほか、各種事務事業および国県支出金の確定などに伴う増減により、総額一億二千二百二十五万二千円の減額補正を行うもの。

○老人保健特別会計

医療費の増加などに伴い、総額一千五百一十三万四千円を増額補正するもので、国庫支出金の減収見込みに伴う一千六百七十六万六千円の減額補てんも含め、一般会計繰入金を三千二百万円増額する。

○国民健康保険特別会計

医療費の増加に伴う保険給付費三千三百九十九万八千円の増額、事業確定に伴う共同事業拠出金二百七十四万九千円の減額のほか、歳入ではこれらに伴う国県支出金および療養給付費等交付金などの増減で、総額三千百二十六万四千円の増額補正を行うもの。

○介護保険特別会計

居宅介護の増加に伴う保険給付費の増額などのほか、歳入ではこれらに伴う国県支出金、支払基金交付金および一般会計繰入金などの増減で総額二千四十二万四千円の増額補正を行うもの。

○水道事業特別会計

事業費の確定などに伴い、七千二百六十六万六千円を減額補正するもの。

○下水道事業特別会計

事業費の確定などに伴い、総額一億二千二百二十五万二千円の減額補正を行うもの。

○老人保健特別会計

医療費の増加などに伴い、総額一千五百一十三万四千円を増額補正するもので、国庫支出金の減収見込みに伴う一千六百七十六万六千円の減額補てんも含め、一般会計繰入金を三千二百万円増額する。

笠松町土地利用対策審議会の廃止および笠松町要保護児童対策地域協議会の設置に伴い、同委員報酬などについて、所要の規定整備を行うもの。

笠松町常勤の特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例について

特例条例による措置に引き続き、議会議員と同様に、笠松町特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の給与を（十％）引き下げるもの。

笠松町職員給与に関する条例の一部を改正する条例について

グループ制の導入に伴い所要の規定整備を行うもので、従来の係長および課長補佐の職を廃止し、スタッフ職とする。

笠松町学習等共用施設設置条例の一部を改正する条例について

笠松町学習等共用施設設置条例の一部を改正する条例について

笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について

笠松町厚生会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

施設利用の見直しに伴い、

笠松町職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例について

特殊勤務手当の見直しに伴い、規定整備を行うもの。

笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

旅費の見直しに伴い、所要の規定整備を行うもので、半日を廃止する。

笠松町税条例の一部を改正する条例について

不動産登記法の改正に伴い所要の規定整備を行うもの。

笠松町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について

農業委員会法の一部改正および行財政改革に伴う所要の規定整備で、選挙による委員定数を削減（十人 八人）するもの。

笠松町学習等共用施設設置条例の一部を改正する条例について

証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

証明書の交付等の事務委託に関する協議について

右の二議案は、海津郡海津町、平田町および南濃町が平成十七年三月二十八日に合併し、海津市となることに伴うもの。

笠松町高齢者

交通安全大学校が閉校

「笠松町高齢者交通安全大学校」の閉校式が三月十日、中央公民館で行われました。この大学校は高齢者の事故を防止するため、参加型・体験型・実践型の交通安全教育を推進するため、昨年五月に開校されたものです。式では、高齢者交通安全リーダー認定書の授与や一年間の取組み結果の報告が行われました。町内での交通事故の発生件数や負傷者数は大幅な減少がみられ、死者数0は羽鳥署管内では笠松町だけでした。しかし、負傷者数の割合では高齢者の被害が大幅に増加したことから、学生の皆さんは、交通事故の防止に向けて決意を新たにされました。



高齢者交通安全リーダー認定書を授与される代表者